

WOOD コレクション実行委員会

令和6年度第三回総会 次第

1 報告事項

- (1) WOOD コレクション 2024「JAPAN ReWOOD」のリアル開催報告について
- (2) WOOD コレクション（モクコレ）2024Plusの実施内容（案）について

2 議事

- 第1号議案 WOOD コレクション実行委員会会則改正案について
- 第2号議案 WOOD コレクション実行委員会事務規程改正案について
- 第3号議案 WOOD コレクション実行委員会財務規程改正案について
- 第4号議案 WOOD コレクション実行委員会業者等選定委員会設置要領案について

WOOD コレクション実行委員会会則（案）

（名称及び趣旨）

第1条 この会則は WOOD コレクション実行委員会設置要綱に基づき、WOOD コレクション実行委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

（総 会）

第2条 委員会の総会（以下「総会」という。）は、委員長、実行委員会委員（以下「委員」という。）並びに監事をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (3) 収支予算の編成及び決算の承認に関すること
- (4) その他委員会の運営に関する重要な事項に関すること

3 総会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 総会に出席できない委員は、代理人を総会に出席させることができる。

6 総会の議事は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

7 委員又は事務局が、委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

8 総会はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（報酬及び旅費）

第3条 委員等への報酬は、支給しないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 委員等への旅費は東京都の規定を準用し、支払うものとする。

（会 計）

第4条 委員会の会計期間は、委員会を設置した日に始まり、年度最終日に終わる。

2 「WOOD コレクション（モクコレ）」及び「WOOD コレクション『JAPAN ReWOOD』」の二展示会について収支の管理は別とする。

3 委員会の会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（残余財産）

第5条 委員会が解散したときに有する残余財産は、東京都に帰属するものとする。

(補 則)

第6条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年9月 日から適用する。

WOOD コレクション実行委員会会則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>WOOD コレクション実行委員会会則</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(総会)</p> <p>第2条</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p><u>3 総会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>5 総会に出席できない委員は、代理人を総会に出席させることができる。</p> <p><u>6 総会の議事は、出席した委員(代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。</p> <p><u>7 委員又は事務局が、委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。</p> <p><u>8 総会はオンラインによる実施を妨げないものとする。</u></p> <p>第3条から第6条まで (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この会則は、令和6年9月 日から適用する。</u></p>	<p>WOOD コレクション実行委員会会則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(総会)</p> <p>第2条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 総会に出席できない委員は、代理人を総会に出席させることができる。</u></p> <p>4 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。</p> <p><u>5 特段の事情があるときは、総会を書面開催とすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第3条から第6条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。</p>

5 木実委第 1 号
令和 5 年 4 月 3 日

WOOD コレクション実行委員会事務規程（案）

（名称及び趣旨）

第 1 条 この規程は WOOD コレクション実行委員会設置要綱第 9 に基づき、WOOD コレクション実行委員会の事務の能率的運営及び事務の執行手続に関して必要な事項を定めるものとする。

（事務局次長）

第 2 条 事務局に事務局次長を置き、東京都産業労働局農林水産部森林課長をもって充てる。

2 事務局次長は事務局長の命を受け、事務局長の事務を補佐する。

（事案決定）

第 3 条 事案の決定は委員会総会で議決すべき事項を除き、別表 1 のとおりとする。

（記号及び番号）

第 4 条 委員会が発出する文書には年度及び「木実委」の記号を付し、一連の番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

2 年度の記号は、文書を作成した日の属する会計年度の数字とし、委員会を解散する日まで用いる。

3 前項に規定する文書番号は、文書番号簿（別記第 1 号様式）に記載しなければならない。

（文書取扱主任）

第 5 条 事務局に文書主任を置く。

2 文書主任は森林課課長代理（調整担当）の職を充てる。

3 文書主任は次に掲げる事務を処理する。

- (1) 文書の收受、配布及び発送に関すること。
- (2) 文書の審査に関すること。
- (3) 文書の整理、保管、保存、引継ぎ及び廃棄に関すること。
- (4) その他文書の取扱いに関すること。

（文書の起案）

第 6 条 起案にあたっては起案用紙（別記第 2 号様式）を使用する。

(文書の取扱い)

第7条 処理済の文書は、必要に応じて利用することができるように、所定の場所に整理し、保存する。

2 文書の保存期間は別表1のとおりとする。

3 実行委員会の解散後も保存期間が残存する場合は、産業労働局農林水産部森林課が保存期間を引き継ぐものとする。

(印 章)

第8条 印章の名称、書体及び寸法は、別表2のとおりとする。

2 印章の管理は事務局長がこれを行う。

(印章の管理)

第9条 事務局長は、印章の管理に係る事務について文書主任に処理させることができる。

(印章台帳)

第10条 印章管理者は印章台帳(別記第3号様式)を備え、整理しなければならない。

(印章の使用)

第11条 印章の押印を求めようとする者は印章使用簿(別記第4号様式)に必要な事項を記入し、押印しようとする文書に決定済みの起案文書を添え、文書主任の照合を受けなければならない。

(印章の事前押印)

第12条 定例的かつ定型的な文書等で印章管理者が適当と認めたときは、前条の規定にかかわらず、同条の照合を行う前に当該文書等に印章を押印することができる。

(印章の印影の刷り込み)

第13条 定例的かつ定型的な文書等で一時に多数印刷する文書等のうち印章管理者が適当と認めたときは、その印章の印影を当該文書等に刷り込むことにより印章の押印に代えることができる。

(情報公開)

第14条 実行委員会の情報公開の取扱いについては、東京都の例による。

(準 用)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の事務処理は東京都の例による。ただ

し、これにより難い場合は事務局長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、決定の日から施行し、令和5年4月3日から適用するものとする。

附 則

この規程は、令和6年9月 日から適用する。

WOOD コレクション実行委員会事務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>WOOD コレクション実行委員会事務規程</p> <p>第1条から第6条まで (現行のとおり)</p> <p>(文書の取扱い)</p> <p>第7条 処理済の文書は、必要に応じて利用することができるように、所定の場所に整理し、保存する。</p> <p>2 文書の保存期間は別表1のとおりとする。</p> <p><u>3 実行委員会の解散後も保存期間が残存する場合は、産業労働局農林水産部森林課が保存期間を引き継ぐものとする。</u></p> <p>第8条から第13条まで (現行のとおり)</p> <p><u>(情報公開)</u></p> <p><u>第14条 実行委員会の情報公開の取扱いについては、東京都の例による。</u></p> <p>第<u>15</u>条 (現行のとおり)</p> <p>附 則 (現行のとおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年9月 日から適用する。</u></p>	<p>WOOD コレクション実行委員会事務規程</p> <p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(文書の取扱い)</p> <p>第7条 処理済の文書は、必要に応じて利用することができるように、所定の場所に整理し、保存する。</p> <p>2 文書の保存期間は別表1のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第8条から第13条まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>14</u>条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

5 木実委第 2 号
令和 5 年 4 月 3 日

WOOD コレクション実行委員会財務規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は WOOD コレクション実行委員会設置要綱第 9 に基づき、WOOD コレクション実行委員会（以下「委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、委員会の事業の能率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

（財務管理の基本）

第 2 条 委員会の財務は法令、WOOD コレクション実行委員会事務規程及び本規程及びその他委員会により定める規程による。

（会計年度）

第 3 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 収益及び費用の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は異動の所属する会計年度は、その原因となる事実の発生した日もしくは確認した日の属する会計年度とする。

（会計責任者）

第 4 条 委員会の会計責任者は委員長とする。

2 委員長は出納に関する事務を事務局長に処理させる。

（科目）

第 5 条 委員会の勘定科目は、別表により処理する。

（予算編成及び執行の原則）

第 6 条 予算は事業計画に従い当該会計年度に見込まれるすべての収入及び支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果をあげるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

（予算案の作成）

第 7 条 委員長は会計期間開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、委員会の

総会に提出するものとする。

(予算の執行)

第8条 事務局長は別表に定める科目及び内容に従って、予算を執行しなければならない。

- 2 予算の支出は大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

(指定金融機関)

第9条 委員会の預金口座を設ける金融機関（以下「指定金融機関」という。）の指定及びその変更は、事務局長が行う。

(金銭の出納)

第10条 事務局に金銭出納員を置き、東京都産業労働局農林水産部森林課課長代理（木材流通担当）の職にあるものをもって充てる。

- 2 事務局長は金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。
- 3 金銭出納員は金銭の出納に当たり、証票類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書その他の関係書類を添付し、事務局長の審査を受けなければならない。

(収納手続)

第11条 事務局長は収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

- 2 収納金は指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第12条 事務局長は支出を行おうとするときは、支出科目、支出金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認の上、行わなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 請求書を徴収しがたい場合
- (2) その他事務局長が請求書を徴する必要がないと認めた場合

- 2 前項の規定により支出を行った場合は、相手方から領収書を受け取らなければならない。ただし、領収書を徴することが困難な支払いについては、事務局長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(仮払)

第13条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合

においては、仮払により行うことができる。

(契約担当者)

第 14 条 実行委員会の締結する契約に関する事務は事務局長が行う。

(契約の方法)

第 15 条 委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

- (1) 競争入札による方式
- (2) 企画提案方式
- (3) 前 2 号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

3 第 1 項第 2 号において必要な事項は、別に定める。

(入札参加者の指名)

第 16 条 委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(随意契約)

第 17 条 委員会は以下の各号に該当する場合は、第 15 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (2) 競争入札に付することができないとき。
- (3) 予定価格が 100 万円未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号により特定の 1 者と契約を締結する場合、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第 3 号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して委員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 50 万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

(契約書の作成等)

第 18 条 事務局長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

(1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がないものであるとき。

(2) 契約金額 100 万円未満の契約

(3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で慣行によるもの又は事務局長がその必要がないと認めたものであるとき。

3 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第 19 条 事務局長は委託契約、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。なお、検査に必要な事項は、事務局長が別に定める。

(決算資料の作成等)

第 20 条 委員長は会計期間終了後、収支計算書及び事業報告書を速やかに作成し、委員会の会議に提出し、承認を得ることとする。

(帳簿類)

第 21 条 事務局長は委員会の適正な財務管理を図るため、次に掲げる帳簿を備え整理しなければならない。

(1) 現金出納簿 (第 1 号様式)

(2) 収入管理簿 (第 6 号様式)

(3) 支出管理簿 (第 7 号様式)

(補 則)

第 22 条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は、令和5年4月3日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年9月 日から適用する。

別 記

第1号様式	現金出納簿	第10条、第21条関係
第2号様式	収入調定書	第11条関係
第3号様式	支出決定書	第12条関係
第4号様式	支出決定書（資金前渡）	第13条
第5号様式	精算額調定書	第13条関係
第6号様式	収入管理簿	第21条関係
第7号様式	支出管理簿	第21条関係

WOOD コレクション実行委員会財務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>WOOD コレクション実行委員会財務規程</p> <p>第1条から第2条まで (現行のとおり)</p> <p><u>(会計年度)</u> <u>第3条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>2 収益及び費用の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は異動の所属する会計年度は、その原因となる事実の発生した日もしくは確認した日の属する会計年度とする。</u></p> <p>第4条 (現行のとおり) 第5条 (現行のとおり) 第6条 (現行のとおり) 第7条 (現行のとおり) 第8条 (現行のとおり) 第9条 (現行のとおり) 第10条 (現行のとおり) 第11条 (現行のとおり) 第12条 (現行のとおり) 第13条 (現行のとおり) 第14条 (現行のとおり)</p> <p>(契約の方法) 第15条 <u>委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。</u> <u>(1) 競争入札による方式</u> <u>(2) 企画提案方式</u> <u>(3) 前2号以外で競争性を確保した方法</u> 2 <u>前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。</u> 3 <u>第1項第2号</u>において必要な事項は、別に定める。</p>	<p>WOOD コレクション実行委員会財務規程</p> <p>第1条から第2条まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3条 (略) 第4条 (略) 第5条 (略) 第6条 (略) 第7条 (略) 第8条 (略) 第9条 (略) 第10条 (略) 第11条 (略) 第12条 (略) 第13条 (略)</p> <p>(契約の方法) 第14条 <u>委員会が締結する契約は競争入札又は随意契約の方法により行うものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、事務局長が特に必要と認めるものについては、企画提案審査によることができる。</u> 3 <u>第2項</u>において必要な事項は、別に定める。</p>

(入札参加者の指名)

第 16 条 委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(随意契約)

第 17 条 委員会は以下の各号に該当する場合は、第 15 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (2) 競争入札に付することができないとき。
- (3) 予定価格が 100 万円未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号により特定の 1 者と契約を締結する場合、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第 3 号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して委員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 50 万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

(契約書の作成等)

第 18 条 (現行のとおり)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) (現行のとおり)
- (2) 契約金額 100 万円未満の契約
- (3) (現行のとおり)
- (4) (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

第 19 条 (現行のとおり)

第 20 条 (現行のとおり)

第 21 条 (現行のとおり)

第 22 条 (現行のとおり)

(入札参加者の指名)

第 15 条 前条の規定による競争入札の参加者は、参加しようとする者のうちから信用等を考慮の上、事務局長が指名する。

(新設)

(随意契約)

第 16 条 第 14 条の規定により随意契約を締結する場合は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (2) 競争入札に付することができないとき。
- (3) 予定価格が 160 万円未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

(新設)

2 随意契約を締結しようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 30 万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

(契約書の作成等)

第 17 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約金額 160 万円未満の契約
- (3) (略)
- (4) (略)

3 (略)

第 18 条 (略)

第 19 条 (略)

第 20 条 (略)

第 21 条 (略)

附 則 (現行のとおり)

附 則

この規程は、令和6年9月 日から適用する。

別 記

第1号様式	現金出納簿	第 <u>10</u> 条、第 <u>21</u> 条関係
第2号様式	収入調定書	第 <u>11</u> 条関係
第3号様式	支出決定書	第 <u>12</u> 条関係
第4号様式	支出決定書 (資金前渡)	第 <u>13</u> 条
第5号様式	精算額調定書	第 <u>13</u> 条関係
第6号様式	収入管理簿	第 <u>21</u> 条関係
第7号様式	支出管理簿	第 <u>21</u> 条関係

附 則 (略)

(新設)

別 記

第1号様式	現金出納簿	第 <u>9</u> 条、第 <u>20</u> 条関係
第2号様式	収入調定書	第 <u>10</u> 条関係
第3号様式	支出決定書	第 <u>11</u> 条関係
第4号様式	支出決定書 (資金前渡)	第 <u>12</u> 条
第5号様式	精算額調定書	第 <u>12</u> 条関係
第6号様式	収入管理簿	第 <u>20</u> 条関係
第7号様式	支出管理簿	第 <u>20</u> 条関係

5 木実委第 5 号
令和 5 年 4 月 3 日

WOOD コレクション実行委員会契約事務規則（案）

（目的）

第 1 条 この規則は WOOD コレクション実行委員会（以下「委員会」という。）の契約事務について、WOOD コレクション財務規程（令和 5 年 4 月 3 日付 5 木実委第 2 号）（以下「財務規程」という。）に定めのない事項について別に定めることにより、もって委員会の契約事務を適切に処理することを目的とする。

（通則）

第 2 条 委員会が締結する売買、貸借その他の契約に関する事務に関しては、財務規程その他定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（競争入札参加資格）

第 3 条 財務規程第 14 条に定める競争入札に参加しようとするものの資格については、東京都における「物品買入れ等競争入札参加資格」を有する者又はこれまでに WOOD コレクション（モクコレ）若しくは WOOD コレクション「JAPAN ReWOOD」に関する業務を受託したことがある者であること。

2 前項に定める「物品買入れ等競争入札参加資格」については、必要に応じて「営業種目」、「取扱品目」及び「等級」を指定することができる。

（競争入札参加者の制限）

第 4 条 前条の有資格者が次の各号に該当すると認められるに至ったときは、その事実があった後 2 年間、競争入札に参加させてはならない。これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても、また同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(競争入札の方法)

第5条 競争入札の方法は、希望制指名競争入札によるものとする。

(入札の告知)

第6条 希望制指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、次に掲げる事項について、原則として、その入札期日の前日から起算して10日前までに公表しなければならない。ただし、急を要する場合においては、法令に特別の規定がある場合を除くほか、その入札期日の前日から起算して5日前までとすることができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札に必要な事項

(入札参加者の指名)

第7条 入札参加者の指名は財務規程第16条に定めるところによる。

2 前項の定めにより指名した者が、開札までの間に暴力団関係者等と判明した場合は、当該指名を取り消すものとする。

(入札の通知)

第8条 競争入札に付そうとするときは、第7条により選定した者に書面その他の方法により、入札の通知をしなければならない。

2 前項に規定する通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) 入札保証金免除に関する事項
- (5) その他必要な事項

(予定価格)

第9条 競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に付する事項に関する仕様書等によって予定価格を定め、その価格を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際これを開札場所におかななければならない。

2 前項に定める予定価格調書は、東京都契約事務規則に定める別記第1号様式を準用する。

(予定価格の設定方法)

第10条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についての予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札保証金)

第11条 競争入札により契約を締結しようとする場合においては、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社とその間に委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 希望制競争入札に付する場合において、その必要がないと認めるとき。

(入札保証金の返還)

第11条の2 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納付後、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第11条の3 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付さないものとする。

(入札保証金の没収)

第11条の4 入札保証金を納付した場合で、落札者が契約に応じないときには、当該落札者が納付した入札保証金は、委員会に帰属するものとする。

(開札)

第12条 開札は、第8条の規定による通知で示した場所及び日時に入札書が提出されたことを確認した後、開札を行う。

(入札の無効)

第13条 入札参加者の入札が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効としなければならない。

- (1) 入札書に金額の記載がないもの、又は金額が訂正してあるもの
- (2) 入札者の記名又は押印がないもの
- (3) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明確なもの
- (4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判断できないもの又はその後発のもの
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたものに係る入札
- (6) 前各号に掲げるときのほか、委員会の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないもの

(入札無効理由の開示)

第13条の2 入札を無効とする場合においては、入札者に対し、その理由を明示して当該入札が無効である旨を知らせなければならない。

(入札者がいない場合)

第14条 入札者がいない場合には、財務規程第16条に定める随意契約によるものとする。

(再度入札)

第15条 開札をした場合において、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札をすることができる。

- 2 前項による再度の入札を行うときは、当初の入札に参加しなかった者、及び第13条の規定により入札を無効とされた者を参加させてはならない。
- 3 第1項による再度の入札を行うときは、当初の入札条件を変更してはならない。

(落札者の決定)

第16条 予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、開札をした場合において落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

- 2 前項の落札者が契約を締結しないとき、又は契約を履行しないときは、予定価格の制限の範囲内において次順位者を落札者とするすることができる。

(落札決定の取り消し)

第16条の2 前条の規定による入札の結果、落札決定された者が契約締結までの間に暴力団関係者等と判明したときは、当該落札決定を取り消すものとする。

(入札結果の通知)

第17条 開札の結果、落札者が決定したときはその者の氏名及び落札となった金額を、落

札者がいないときはその旨を入札者全員に知らせなければならない。

(入札経過調書の作成)

第 18 条 契約担当者等は、開札した場合には、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

2 前項に定める入札経過調書は、東京都契約事務規則に定める別記第 2 号様式を準用する。

(随意契約の手続)

第 19 条 財務規程第 16 条により随意契約を締結しようとするときは、見積経過調書を作成し、見積書その他の書類とともに保存しなければならない。

2 前項に定める見積経過調書は、東京都契約事務規則に定める別記第 2 号様式の 3 を準用する。

(契約の締結)

第 20 条 財務規程第 17 条に規定する契約書については、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的 (件名)
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払または受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における延滞利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 契約担当者等は、前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

3 前項の場合において、記名押印が完了したときは、当該契約書の一通を当該契約の相手方に送付するものとする。

(契約の解除)

第 20 条の 2 契約の相手方が次の各号に該当する者と判明した場合は、契約を解除することができる。

- (1) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者であることが明らかな者
- (2) 東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）

(標準契約書)

第 21 条 事務局長は前条の規定による契約書に関し、その標準となるべき書式を標準契約書に定めるものとする。

2 前項に定める標準契約書は、東京都契約事務規則第 37 条第 1 項に基づき東京都財務局長が定めた書式を準用する。

(請書)

第 22 条 財務規程第 17 条第 2 項に基づき契約書の作成を省略する場合において、徴する請書は東京都契約事務規則に定める別記第 3 号様式から別記第 7 号様式の 7 までを準用する。

(契約保証金)

第 23 条 契約を締結する場合においては、契約の相手方をして契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社とその間に委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第 5 条の規定による競争入札に付する場合において、その必要がないと認めるとき。
- (3) 競争入札以外の契約による場合において、その必要がないと認めるとき。

(入札保証金の充当)

第 23 条の 2 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充当することができる。

(契約保証金に対する利息)

第 24 条 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

(契約保証金の帰属)

第 25 条 契約の不履行により契約を解除したときは、その契約保証金は委員会に帰属するものとする。

(支払の時期)

第 26 条 契約の相手方から適法な支払請求を受理した日から 30 日以内に支払うことを約定しなければならない。

2 契約の性質上前項によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、特別の期間を約定することができる。

附則

この規則は令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附則

この規則は令和 6 年 2 月 20 日から適用する。

附則

この規則は令和 6 年 9 月 日 から適用する。

WOOD コレクション実行委員会契約事務規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>WOOD コレクション実行委員会契約事務規則</p> <p>第1条から第2条まで (現行のとおり)</p> <p>(競争入札参加資格)</p> <p>第3条 財務規程第 <u>15</u> 条に定める競争入札に参加しようとするものの資格については、東京都における「物品買入れ等競争入札参加資格」を有する者又はこれまでに <u>WOOD</u> コレクション (モクコレ) 若しくは <u>WOOD</u> コレクション「JAPAN ReWOOD」に関する業務を受託したことがある者であること。</p> <p>第3条第2項から第6条まで (現行のとおり)</p> <p>(入札参加者の指名)</p> <p>第7条 入札参加者の指名は財務規程第 <u>16</u> 条に定めるところによる。 2 (現行のとおり)</p> <p>第8条から第13条まで (現行のとおり)</p> <p>(入札者がいない場合)</p> <p>第14条 入札者がいない場合には、財務規程第 <u>17</u> 条に定める随意契約によるものとする。</p> <p>第9から第26まで (現行のとおり)</p> <p>(随意契約の手続)</p> <p>第19条 財務規程第 <u>17</u> 条により随意契約を締結しようとするときは、見積経過調書を作成し、見積書その他の書類とともに保存しなければならない。 2 (現行のとおり)</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第20条 財務規程第 <u>18</u> 条に規定する契約書については、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p>	<p>WOOD コレクション実行委員会契約事務規則</p> <p>第1条から第2条まで (略)</p> <p>(競争入札参加資格)</p> <p>第3条 財務規程第 <u>14</u> 条に定める競争入札に参加しようとするものの資格については、東京都における「物品買入れ等競争入札参加資格」を有する者又はこれまでに <u>WOOD</u> コレクション (モクコレ) 若しくは <u>WOOD</u> コレクション「JAPAN ReWOOD」に関する業務を受託したことがある者であること。</p> <p>第3条第2項から第6条まで (略)</p> <p>(入札参加者の指名)</p> <p>第7条 入札参加者の指名は財務規程第 <u>15</u> 条に定めるところによる。 2 (略)</p> <p>第8条から第13条まで (略)</p> <p>(入札者がいない場合)</p> <p>第14条 入札者がいない場合には、財務規程第 <u>16</u> 条に定める随意契約によるものとする。</p> <p>第9から第26まで (略)</p> <p>(随意契約の手続)</p> <p>第19条 財務規程第 <u>16</u> 条により随意契約を締結しようとするときは、見積経過調書を作成し、見積書その他の書類とともに保存しなければならない。 2 (略)</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第20条 財務規程第 <u>17</u> 条に規定する契約書については、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p>

第 20 条第 1 項第 1 号から第 21 条まで (現行のとおり)

(請書)

第 22 条 財務規程第 18 条第 2 項に基づき契約書の作成を省略する
場合において、徴する請書は東京都契約事務規則に定める別記第
3 号様式から別記第号様式の 7 までを準用する。

第 23 条から第 26 条まで (現行のとおり)

附則 (現行のとおり)

附則

この規則は、令和 6 年 9 月 日から適用する。

第 20 条第 1 項第 1 号から第 21 条まで (略)

(請書)

第 22 条 財務規程第 17 条第 2 項に基づき契約書の作成を省略する
場合において、徴する請書は東京都契約事務規則に定める別記第
3 号様式から別記第号様式の 7 までを準用する。

第 23 条から第 26 条まで (略)

附則 (略)

6 木実委第 号
令和6年9月 日

WOOD コレクション実行委員会業者等選定委員会設置要領（案）

（目的）

第1条 WOOD コレクション実行委員会（以下「委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な委員会運営に資するため、WOOD コレクション実行委員会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- （1）一件予定価格 160 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関すること
- （2）一件予定価格 100 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する
こと
- （3）一件予定価格 100 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関すること
- （4）一件予定価格 80 万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関すること
- （5）前各号を除き、一件予定価格 50 万円以上の特定業者の選定に関すること
- （6）前各号に定めるもののほか、委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関すること

（構成）

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局農林水産部安全安心・地産地消推進担当部長

委員 同局農林水産部団体経営改善推進課長

同局農林水産部調整課課長代理（経理担当）

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

（選定委員会の運営）

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

(招集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、委員会からの受託実績及び東京都産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要領は令和6年9月 日から施行する。

WOOD コレクション 2024「JAPAN ReWOOD」 開催報告

○WOOD コレクション 2024「JAPAN ReWOOD」 リアル開催報告

- ・開催日時：令和6年8月17日（土）、8月18日（日）
※台風7号の影響により、屋外会場は18日のみの開催
- ・開催場所：東京ビッグサイト 南1・2ホール（屋内会場）
シンボルプロムナード公園 内花の広場・石と光の広場（屋外会場）
- ・参加者数：10,123名
- ・商談件数：80件
- ・実施内容：BtoC向け展示会として、国産木材製品の展示・販売に加え、人気キャラクターや著名人等によるステージコンテンツ、ワークショップを実施
- ・公式HP：<https://www.rewood-collection.com/>
（9月30日13時まで、アーカイブデータ配信中）

なお、詳細の実績報告は令和7年4月頃に収支報告とともに行います。

WOOD コレクション（モクコレ） 2024Plus 実施内容（案）

1 全体構成

「植える、育てる、収穫する、使う」といった木材の循環経済と持続可能な社会を実現する日本の木の可能性と未来を表現するために「日本の木×SDGs」をテーマ・コンセプトに据えて全体プランを構築します。

2 テーマ展示@アトリウム

日本の木×SDGs～「国産材の可能性と未来」を体感！～

国産木材の循環経済と持続可能な社会の全貌をアトリウムにて再現します。

「植える」⇒「育てる」⇒「収穫する」⇒「使う」それぞれのサイクルシーンの中で、木材が担う「脱炭素」「環境保全」に対する課題解決を、具体的な事例とともに紹介。壁面を極力建てず、見通し感・開放感を重視し、多くの来場者のコーナー誘因を図ります。



3 その他企画

特別企画「オーガニックマルシェ」



自然との共生など親和性があるオーガニックのマルシェを実施。新規来場者を誘致し、国産材価値の気づきを促進。

モクコレ×マイナビ「オープンキャンパス」



林業、木材産業の未来を担う学生や、就活を行う人材向けに展開するマイナビとのコラボ企画。出展者紹介コーナー、セミナー、就活支援コーナー等で構成。

※ 一部抜粋

4 オンライン展示会

日時：令和6年11月15日（金）～令和7年1月10日（金）

リアル展示会に来場が困難な方もモクコレに参加できるよう、また、リアル展示会への来場誘致を目的として、公式HP上にて、会期当日の企画内容の案内を実施します。さらに、出展事業者向けに販路開拓やマッチングを加速させる充実した機能を提供します。

5 ビジネスマッチング

出展者からの要望が多い木造建築・設計・木製品バイヤーを誘致し、特別商談会を開催します。また、継続した商談機会の創出に向け、会期後も出展者を引き続きサポートします。

6 会場レイアウト（案）

